平成 18 年 8 月 15 日

各　　位

会 社 名　株式会社クリエイトエス・ディー
代表者名　代表取締役社長　若 尾　鐵志郎
（コード番号 2794　東証二部）
問合せ先　執行役員総務部長 山野辺　宗男
（TEL.　　045－ 974 － 3161 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 8 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

１．定款変更の目的

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い定款の一部を変更するものです。

２．定款変更の内容

別紙のとおり

３．日程

平成 18 年 8 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会にて承認可決され次第変更いたします。

以　　上

（別紙）定款一部変更の内容

１、変更の概要

①「会社法」第 326 条第２項の規定により、当社に設置する機関を定めるため、変更案第４条に（機関）を新設するものであります。

②「会社法」第 214 条の規定により、株券を発行する旨を定めるため、変更案第８条に（株券の発行）を新設するものであります。

③「会社法」第 189 条第２項の規定により、単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 10 条に（単元未満株主の権利）を新設するものであります。

④「会社法」の施行により、端株制度が廃止となったため、現行定款第８条の（端株原簿への不記載）を削除するものであります。

⑤「会社法施行規則」第 94 条及び同 133 条第３項並びに「会社計算規則」第 161 条第４項の規定により、株主総会参考書類等のインターネットでの開示・提供が認められたことに伴い、迅速な情報の開示と株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第 16 条に（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

⑥「会社法」第 310 条第５項及び「会社法施行規則」第 63 条第５項の規定により、株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第 14 条（議決権の代理行使）に所要の変更を行うものであります。

⑦「会社法」第 370 条の規定により、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 26 条に（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

⑧「会社法」第 318 条第１項、第 369 条第３項及び第 393 条第２項の規定により、現行定款第 16 条の株主総会の（議事録）、第 24 条の（取締役会の議事録）及び第 35 条の（監査役会の議事録）に関する条項については、定款に定める必要がなくなったためそれぞれ削除するものであります。

⑨「会社法」第 329 条第２項の規定により、現行定款第 30 条の（補欠監査役の選任）は定款に定める必要がなくなったため削除するものであります。

⑩その他全般にわたり「会社法」の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除、条数及び項数の変更等を行うものであります。

２、変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（新　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人
第４条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
（会社が発行する株式の総数）	（発行可能株式総数）
第５条　当会社が発行する株式の総数は、5,372 万株とする。	第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,372 万株とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（自己株式の買受け） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。	（自己株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。
（新　　設）	（株券の発行） 第８条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（１単元の株式の数及び単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ２　当会社は、１単元未満の株式について株券を発行しない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２．前条の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
（端株原簿への不記載） 第８条　当会社は、１株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載または記録しない。	（削　　除）
（新　　設）	（単元未満株主の権利） 第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第９条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	3　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規則） 第10条　当会社が、発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第12条　当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第11条　当会社は、毎年５月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集） 第12条　定時株主総会は毎年８月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。	（招集） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年８月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（新　　設）	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月31日とする。
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	（招集権者及び議長） 第15条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、議長となる。	２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（議決権の代理行使） 第14条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	2　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（決議の方法）	（決議の方法）
第15条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	第18条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2　商法第343条の定めによる決議及び商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	2　会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議事録）	（削　　除）
第16条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。	
第17条　（条文省略）	第19条　（現行どおり）
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第18条　取締役は株主総会において選任する。	第20条　取締役は株主総会の決議により選任する。
2　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　（条文省略）	3　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第20条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 ２　代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 ３　取締役会は、その決議により、取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ３　取締役会は、その決議により、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第21条～第23条　（条文省略）	第23条～第25条　（現行どおり）
（新　　設）	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　　除）
第25条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の報酬及び退職慰労金） 第26条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は取締役の商法第266条第１項第５号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。 ２　当会社は社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第１項第５号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。 （２項削除）
第28条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）
（監査役の選任） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（監査役の選任） 第31条　監査役は、株主総会の決議により選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（補欠監査役の選任） 第30条　当会社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
２　補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	
３　第１項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。	
（監査役の任期）	（監査役の任期）
第31条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
３　前条第１項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（３項削除）
（常勤監査役）	（常勤監査役）
第32条　監査役は互選により、常勤監査役を定める。	第33条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）	（監査役会の招集通知）
第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
（２項新設）	２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
第34条　（条文省略）	第35条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　　除）
第36条　（条文省略）	第36条　（現行どおり）
（監査役の報酬及び退職慰労金） 第37条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。	（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
（営業年度） 第39条　当会社の営業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。	（事業年度） 第39条　当会社の事業年度は、毎年６月１日から翌年５月31日までの１年とする。
（利益配当金） 第40条　当会社の利益配当金は、毎年５月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	（剰余金配当の基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年５月31日とする。
（２項新設）	２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（中間配当） 第41条　当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ５に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）を行うことができる。	（削　　除）
（利益配当金等の除斥期間） 第42条　利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間等） 第41条　配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。	２　前項の金銭には利息をつけない。